

**明石市自治基本条例検証報告書の意見を踏まえた
取り組みや今後の対応について**

1 市民参画制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1 市民参画の成果の還元

ワークショップ等の活用により、市民との対話を重視し、価値観の共有を行うことで、市民自身がまちづくりを担っているという実感を持てる機会を拡充します。

また、頂いた意見に対しては HP や各現場でフィードバックを行い、情報共有します。

2 参画頂く市民の育成

参画頂いた市民には、他の場面でも参加頂けるよう継続した情報提供や関係性の構築に努めます。また、市民ファシリテーターの養成講座にも注力し、それぞれのフィールドや市や地域が実施するワークショップなどで活躍される方を養成してまいります。

3・4 職員の参画意識の向上と全体評価

年度ごとに各課が実施した市民参画手続を各課の評価を付したうえで、1つの報告書にまとめ、「見える化」を行い、市全体の評価として市民参画推進会議において審議し、その結果を全庁的に共有することで、職員の市民参画に係る意識の向上と推進に努めます。

その他 市民参画機会の拡充

特定の市民だけが参画して良しとするのではなく、幅広い市民が参画できるよう、従来の市民参画手続に加え、WEB アンケートやオンライン会議などの SNS を活用した参加手法の推進、あかし共創プラットフォームをはじめ産官学との連携を通じた対話機会の創出、政策に関係する当事者からの意見聴取など、多くの市民が参画しやすい環境づくりに努めます。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 市民参画を進めてくと、やがてマンネリ化・硬直化し、市民の関心が低くなる恐れがある。参画機会を増やすだけでなく、参画の成果を市民に還元し、参画を通じて市政が変化しているということを、市民に実感していただくことが大切。
- 2 市民が市民参画を通じて、どのように学び、成長していくのか。市民としてより高い段階に到達する市民を増やす努力もしていかなければならない。
- 3 市民参画手続をとにかく実施すればいいのではなく、手法の採用方法に関する検討を行うとともに、職員の意欲や意識付けが相まってこそ、良いプロセスが作られていく。
- 4 市民参画制度をどのように市全体で位置付けていくのかということは、大きな課題である。条例の各制度が市民参画に向かっていても、全体を合わせたときに市政運営の基本原則としての参画と協働に基いているのか、という原点はしっかりと押さえて欲しい。

【主な意見】

- タウンミーティングやまるちゃんポストなど、幅広く市民の声を聴く機会が提供されている。聴くだけでなく、市民参画の専門評価機関があることや市民参画に対する広報の姿勢などからも、市民に開かれていると感じる。
- 現時点で明石市は非常に高い水準にあるが、さらに前進させていく意味で提案する。タウンミーティングの参加者が回を経るごとに減少しているが、今後も続けることが市民参画のためには大切。参画機会を与えるだけでは、逆に市民参画の芽が潰えてしまう可能性もあるため、自ら考え、参画する市民を育てていくことも重要。
- 参画して声を上げる人は一部に偏りがちで、その声があたかも市民の声のような形になるのは市政運営において健全ではない。幅広い人たちが声を上げられる形、そしてそのような市民を育てていくことにも、今後は注力してほしい。
- 市民参画推進会議の開催ブランクや審議会委員の選任基準の基準達成への懸念点について、現在はきっちり対応できていることが確認でき、安心した。
- タウンミーティングやまるちゃんポストの意見が実際に政策として実現したという話を聞いてすごくいい話だと思った。
- 参画した人の意見でも違和感のあるものもあり、その意見に応えようとする空気が形成されることもあるため、客観的に意見の選別をすることも大切。
- タウンミーティングは、人材の宝庫である。参加者が意見を言うだけでなく、自分の住んでいる地域の中で実践者として、一緒にまちづくりをしていただくことも、市民参画である。参加者に、各地域における実践者になってもらうことも考えてほしい。
- 大久保駅周辺市有地の利活用の事例において、こどもへWebアンケートを実施されたのは、素晴らしい。こどもにも意見表明の機会が与えられるべきだということが、こども基本法にも規定されている。自分たちのまちのことを考えるきっかけになる貴重な機会なので、こういった機会をこれからも広げていってほしい。
- 市民参画手続はすればするほど成果が挙がると感じる一方で、市民参画手続に要する現場の負担は大きく、本来業務に支障をきたすことも考えられるので、費用対効果を検討し、効率的な行政運営を行って欲しい。

2 住民投票制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1～5

今後も引き続き、住民投票の制度化に向けた検討を進めます。

【参考】市民検証会議・市民参画推進会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 明石市自治基本条例を制定した経緯からすれば、住民投票条例の制定に向けて進めることを基本とすることは、会議共通の結論とする。
- 2 ただし、当時の状況や考え方が変わっている中で、どのように実現を目指すのかその内容について丁寧に議論する必要がある。
- 3 その議論をする上ではやはり市民や議会など多くの方々の理解を得ていくプロセスは大切。
- 4 拙速に結論を出すのではなく、明石にふさわしい条例となるよう時間をかけて実現を目指して欲しい。
- 5 社会情勢の適合性や本市のふさわしさについては、条例の内容に拠るところが大きいいため、現状では、「－」として評価できないという結論とする。

【主な意見】

- 普通選挙でも、選挙権がある人の半分しか投票に行っていない中、住民投票には法的拘束力もないため、投票に行く人が少なくなるのではないかと。制度自体は、行政や政治家に緊張感を持たせる意味があるように思うが、本市は住民の意見をよく聞いていることから、約 7,000 万円の費用をかけてする必要性は感じない。
- 個別型は署名を集めても議会で否決されたら進まない、常設型も同様に議会で否定される可能性があることを考慮すると、制度の必要性は感じないが、それでも住民が声を上げた事実は記録に残る。それを見て、じゃあ私も頑張ってみようと思う人がいるかもしれないと考えると、経費がかかるからやめておこうと単純に言えない。
- 常設型の条例は、いらないのであればそれに越したことはないと思う。明石の現状としては、住民投票までいかずとも、市民の意見を拾ってくれる体制が担保されているため、緊急性も低いし、機運も高まっていないと思う。ただ、その状態がいつまでも続くとは限らないので、市長が変わったり、有事のために、条例を制定し、最後のカードとして温存しておくことは意義がある。
- 民意を反映させる手段、チャンネルは多い方が良いと思うので、住民投票制度を定めた条例第 14 条は実りある条文だと考える。ただ、本来この第 14 条は、実施するための条例とセットで制定されることで、初めて意味を持つ。第 14 条がありながら、それを具体化する条文がないという現状を放っておくのはよくないだろう。他方で、条例は行政だけで制定できるものでは

ないが、住民投票制度を意義あるものとして捉えるのであれば、今後も制度化に向けた継続した取組が必要であると思う。

- 住民投票制度は、民意と議会が離れたときの最後の砦。民意と議会の意見が合致しないときに常設型が働くのだろう。最近の選挙は、センセーショナルに民意を作っていく動きがあり、その時の気持ちで投票した結果が 1 年後の民意と同じではないかもしれない。そうなってくると、議会を通さなければいけない個別型よりも常設型の方が最後の砦として機能するのもかもと感じている。他方で、反対の視点では 1 / 8 の署名はあつという間に集まり、議会の外で民意を作ることもできるとも思う。そうすると、常設型が悪用・濫用される可能性も出てくる。どちらが本当の最後の砦なのか迷う気持ちがあるが、今のところは、常設型の方が、まだ最後の砦という感じに思う。
- 常設型の住民投票を実施する場合は、たとえ議会で否決されても、そこに至るまでの動きの中で、市民の政治的な意識や市政に対する考え方などが醸成されていくであろう。そういう意味では、市政に対する見え方や考え方において、市民が成長できるという見方もできる。経費だけを見るのではなく、若者への影響など、色んな側面を併せて考えたい。
- 選択肢は多様であった方が良くと思うので、安易に手放すのではなく、粘り強く実現していくことを念頭に置いておくこと、社会変化の中でどうあるべきなのかを常に問い直していくことが、市民にとっても行政にとっても一番重要な課題だと思う。
- 住民投票条例検討委員会の答申が出た時期は、今からかなり遡るため、立法事実が、答申の当時と今で同じように存在しているのかというところについては、少し検証が必要であると思う。その結果、解釈の変更や 14 条の在り方そのものの検討が必要になる場合もある。
- 定住外国人に参政権がないことは分かるが、自分の周りの外国人で投票権を求めるようなことを声高に言う人はいない。住民投票は、住民の意見を広く聞くということなので、そもそも外国人を参加させるか否かという話は、外国人は住民として認めていないということなのかという疑問を持った。今後、外国人は増えていくので、できれば定住外国人を市民として認めてもらえるような方向で進んでいくように願う。
- 住民投票条例に関しては、法的拘束力はないものの市長だけでなく議会も事実上縛られる。例えば市長と議会が多数派を握っている大阪の場合でも、府市統合をやりたいと思って住民投票をやった結果が反対となったために動けないという状況になっている。やはり住民投票というのは力を持っているといえる。そういう意味では、最後の砦や議会や市長が暴走した時の歯止めにもなっていくし、議会に緊張感を持って運営してもらうという点など、市民参画条例のように市長等のみを縛っていくものとは少し違った面があるように思う。
- 個別型は、請求権、請願権の一環なので、これは基本的人権の 1 つであらゆる国民に認められている。対して常設型は、チェック機能の働きもある。個別型も常設型も制度として残していったらどうかと思う。

3 協働のまちづくり制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1 まちづくり協議会の活性化と課題への対応

- ① まちづくり協議会の活動が、楽しく、やりがいを感じられるものとなるよう、会議運営や事業づくりの工夫、他地域の取組事例の共有など、活動内容の改善に向けた支援に努めてまいります。また、役員に負担が過度に集中しないよう、ICT の活用や役割分担の見直しなど、負担軽減に向けた支援も進めてまいります。
- ② 研修や情報提供、他市の先進事例の共有などを通じてまちづくり協議会のリーダーの養成や担い手確保の取組を支援してまいります。併せて、地域の理解を広げ、より多くの住民に関心を持ってもらえるよう情報発信にも取り組んでまいります。

2 まちづくりの現在の仕組み、運用の仕方

- ① 22/28 校区（令和 7 年 12 月現在）で認定が進んでおり、令和 9 年度に全ての校区で認定される予定です。
認定に関わる手順など制度に関しては、これまでの成果と課題をまとめる中で、地域の実態に合っているか検証してまいります。また、地域の格差を解消するため、地域間の情報共有や交流の促進を図り、他校区の取り組みを学び合う機会を提供するなど、明石コミュニティ創造協会と連携しながら支援してまいります。
- ② 多くのボランティアが安心して、楽しく活動するためには、活動して終わりではなく、活動や運営の状況を振り返りながら改善につなげていくなど、PDCA の実践が必要不可欠であると考えています。評価の仕組みについては、評価シートの評価項目を適宜見直すなど、必要に応じて改善に努めてまいります。

3・4・5 持続可能なまちづくり協議会の実現と協働のあり方

地域によってまちづくり協議会の定着度や状況等が異なる中、持続可能なまちづくり協議会の実現に向けて、小学校区を越えた広域的な活動範囲の検討や、校区内の NPO 団体や企業など、多様な主体との連携による新しい協働の仕組みの構築、相互の強みを活かした取り組み等、柔軟な協働のあり方の検討を進めてまいります。また、参画と協働を前提として市民と対話しながら市民と市が一体となって取り組むことで、良質な協働の実現に努めます。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 現在のまちづくり協議会は、活発に頑張っている一方で、関心や理解がまだまだ行き渡っていない。まちづくり協議会や自治会の活動の負担増大や役員の高齢化等の課題にどう応えていくのが今後に向けての大きな論点である。
 - ①まちづくり協議会の活動を楽しく、やりがいのある活動にするためにしっかりと模索する必要がある。
 - ②まちづくり協議会のリーダーのリーダーシップのあり方や、リーダー層をさらに広げたり、
地域の理解を広げたりするため、人作りへの着目が更に必要である。
- 2 まちづくり協議会の現在の仕組み、その運用の仕方について検討の必要がある。
 - ①認定に関わる手順が本当に地域の実態に合っているか。28校区のうち19校区しかできていない点をどう反省し、この地域の格差をこれからどう解消していくのか。この仕組み自体が地域の社会情勢に適合していないかもしれないという恐れをきちんと理解しておく必要がある。
 - ②この仕組みが働いていく上で、多くのボランティアの方々の力が必要になるが、本当に安心して、楽しい活動ができるようになっているのか。分析シートでの評価が本当にそういう活動を作るための評価になっているのか、評価の仕組み自体を考え直していく必要があるのではないか。
- 3 地域に定着し大きな成果を上げ、今後も持続可能なまちづくり協議会もあるし、持続可能でないところもあるかもしれない。協働のあり方については、もう少し広い視点で考えていく必要があるのではないか。
- 4 まちづくり協議会が、単なるアウトソーシングになってしまっているとすれば、そうではない代替的な別の協働の仕組み、別の役割分担を考える必要がある。小学校区にとらわれない活動や、市内のNPO団体とまちづくり協議会の連携により、新たな相互作用、協働が成り立つのではないか。
- 5 今後検討するに際して、本当に市民協働を実現できているのか、常に客観的に高い透明度を持って、必要な時点、場所で反省、自己省察をすること。活動をしている市民も市も、自己省察をするポイントを次の協働まちづくり制度の展開の中で組み込んでほしい。問題点を洗い直ししながら、より良い制度を一緒に作っていく、運営をより良く改善していく、そんな姿をぜひ検討してほしい。参画・協働を前提として、市民と市がこうした活動と一緒に作っていくことができれば、きっと素晴らしい協働の仕組みづくりが進むのではないか。

【主な意見】

- 本市の協働のまちづくり制度は全国的にも非常に高い評価をいただいている。本市は先進的な位置付けで、他市のまちづくり協議会から視察に来られる。約20年前から地域活動に関わっているが、この間でまちづくりの制度が大きく前進しており、特に地域交付金をいただくことで地域の課題解決に取り組んでいる。

- 他市に通学・通勤する者として明石に暮らしていると、まちづくり協議会は縁遠いもの、どちらかというとネガティブなイメージが先行している。実際の実組、歴史、制度について、知る機会がなく、負担が多くて大変というイメージが先行していた。だからこそ活動の意義や内容を発信していく必要があるのではないか。ネガティブなイメージが自治会加入率の低下にも繋がっているのでは、関心のない人に対しても興味を持ってもらう取組が必要だと感じる。
- 10年、20年後に現状を継続するのは厳しいのではないかと。平均的な組織で良いのか、とがった組織を目指すのか、将来的なビジョンを知りたい。ボランティアの要素だけでは継続が難しくなってくると思う。まちづくり協議会の中で儲ける仕組みを作るなどして、工夫して取り組めるような楽しいところが出てきたら、若者の参加も増えるのではないかと。
- 自治基本条例にはまちづくりの基本的な単位を小学校区と位置付けているが、地域の実情に合わせて柔軟に対応するような見直しが必要という意見もある。
- 地域活動に携わる人が事故を起こして損害を負うような不測の事態があり得ると、参入の心理的な障壁になりうるのではないかと。ボランティア活動に伴う事故を防止するような啓発や、事例の情報提供、事故が起こったときに市がサポートするなど、安心して活動できる環境づくりの実組も必要。
- 組織認定の仕組みが素晴らしい。一方で、10年前に認定を受けた組織と、最近認定を受けた組織には、大きな格差がある。大前提として、地域に沿った形で進めていく必要があると思うが、計画策定のサポートやリーダー研修の実施等で地域格差を埋める方策が必要。
- 協働のまちづくり推進条例第3条には「市民と市、市民同士は適切な役割分担のもとで連携し協働してまちづくりに取り組む」とあり、似た文言は自治基本条例第4条第2号にもあるのだが、この「適切な役割分担」に少し関心が向いた。本来的に地方公共団体が担うべき役割を、協働の名のもと、役割分担の名のもとで、まちづくり協議会にアウトソーシングしている側面があるのではないかと。役割分担という点で、何がどのように分担されているのか分からないところもあるので、際限なきアウトソーシングにならないための歯止めや自覚を持っていただきたい。

4 広報制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1 広報制度の検証

今後も検証 1～3 の項目に沿って広報活動を行ってまいります。

2 全ての市民に広報紙を届ける

広報あかしについて、新聞折込とポスティングを中心に配布していましたが、新聞購読者数の減少もあり、全ての市民に広報あかしが届いているとは言えない状況でした。

行政のベーシックサービスとして、全ての市民に公平に情報を届けるため、令和 8 年 7 月に、ポスティングによる全戸配布（申し込み不要）を開始しました。

3 市民が求める情報の掲載

広報あかしに掲載する内容については、市民生活に必要な情報をはじめ、市の重要施策、まちづくりの方針、市の魅力などを内容・時期を勘案して編集しています。行政からの一方的な発信にならないよう、各事業に参加する市民や関係者の声を入れながら、市民と共につくる広報紙を目指していきます。

4 市政情報の発信

全ての市民に情報を届け、見ていただけるよう、広報紙やホームページ、SNS などさまざまな媒体の特性を生かした情報発信を行ってまいります。

5 計画的な履行と検証

行政における透明性の向上、説明責任など広報の役割は重要性を増しています。定期的に広報アンケートをとることで、市民の声を反映しながら広報活動をブラッシュアップしてまいります。また、役所全体の広報力を高めるため、職員研修などを通じて、市職員の広報マインドの醸成にも力をいれていきます。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 各委員の意見により、広報制度は、検証1～3の各項目に沿っていることが確認された。
- 2 広報あかしの届け方について、少数派各々の事情に応じてどこまできめ細かく対応できるか、コスト等の問題もあるが、今後はプッシュ型の広報のあり方も考えていかなければいけない側面もある。
- 3 広報あかしに掲載する情報の内容について、市の広報紙として市政について市民に知らせすべき情報を届けるとともに、市民の励みになる情報の掲載を考える必要がある。市民に必要な情報を届けつつ、市民と共に作っていく姿勢やバランスが改めて問われていると感じた。
- 4 SNSのみならず、口コミ等の性質も考えながら、今後も社会情勢に適した内容、届け方になっているか精査していく必要がある。
- 5 条例の基本原則に則した評価はされたが、広報計画が適正だったのか、市民に透明度の高い形で示しているのか、更には、効果を具体的にどう評価をされているのかといったようなことについて、計画的に評価をし、改革改善実行していくということが求められている。

【主な意見】

- 広報あかしは、計画的に作成され、かつ、条例に則り、市政について市民と情報共有をしていることが分かった。
- 校区まちづくり組織の広報紙を、広報あかしを参考に作成している。
- 毎月の2回の広報あかしの発行を大変楽しみにしている。こどもにも親しみ易く、デザインも素晴らしい。シルバー人材センターによる個別配布サービス自体を知らない市民も多いので、申込みを待つのでなく、積極的に転入者等にアプローチする機会が必要。
- 視覚障害の人の中には、音訳版の広報あかしがあることを知らない人も多い。こちらから探しに行かないと見つけれない情報があるので、例えば通勤経路中に、ポスターや電光掲示板などの目に付く所に広報あかしの案内があれば気づける。
- 公式LINEを通じて今まで知らなかった情報がたくさん受け取れるようになったので、すごくありがたい。
- 企業目線の情報を発信して頂ければ、働いている世代や若者の興味・関心も得られるのではないか。
- 広報アンケートやコロナ、災害などの社会情勢に合わせた効果的な発信ができています。
- 行政情報を受け取るべき人は、社会的弱者の方が多い。社会的弱者の方に情報を届けるため、行政組織として縦割りにならず、各課が独自に持っている情報や手段を共有する仕組みが必要ではないか。
- ある小学校区では、毎月2回広報あかしが届いたら、地域のつどい場に地域の仲間が集まって一緒に読み、地域に住む弱者の方々に対して提供すべき情報について選び出している。広報あかしから得た確実な情報を、手分けして住民に伝えるという役割分担は、市と地域の協働を生み出すきっかけも作っており、理想的な情報共有の媒体であり、評価は全て○で良い。

- パブコメの中には広報あかしの内容に偏りがある、と意見があるが、私自身が市政に関心を持つきっかけになったのも、明石への帰属意識を養えたのも広報あかしのおかげであり、広報あかしは、市民が参画と協働を意識する良い手段になっていると考える。一方で、広報アンケートの回答率が 31 %と低いので、認知と普及については課題であるように思う。
- 市のスタンスをしっかりと伝えておかないと、市民が市政について考えられなくなる。行政が自らの考え方を示すことは民主主義にとっては大切なことで、紙面を通じて市の考え方を発信することは、今後も続けるべきである。

5 情報公開制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

3・4 情報公開制度の市民への周知

市民に対しては、どのような場合に情報公開制度を利用すればよいのか、制度を利用すると、どのような情報が提供されるのかについて、事例を挙げてわかりやすくホームページ等で周知してまいります。

3・4 市民に分かりやすい制度の利用

職員が情報公開制度を正しく理解し、所属部署において、情報を必要とする市民に対し進んで同制度の案内ができるよう、加えて、公開決定等に不服がある場合の手続きについても同様に案内できるよう、研修等を通じて職員に周知してまいります。

また、公文書公開請求のオンライン申請については、実現が可能かどうかを調査し、検討してまいります。

3・4 公文書の管理の充実

公文書の適正な管理があってこそ情報公開制度が成り立つことから、文書事務を所管する部署と連携しながら公文書の適正な管理に努めるよう職員に周知してまいります。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 本制度は適正に運用、機能しているということが確認された。
- 2 的確に情報公開されることで、地域課題の解決につながった事例があった。
- 3 職員が他制度との関連性を理解し、市民へ正確に伝えられるよう、全庁的な課題として受け止めて欲しい。
- 4 市民に情報の公表、提供、公文書公開請求の内容、仕組みがそもそも周知されているかという課題がある。
- 5 制度の利用に際して、市民に分かりやすい、アクセスしやすい仕組みなのか、電子申請をはじめ、情報公開審査会と行政不服審査会の手続そのものも市民に認識してもらう必要がある。
- 6 情報公開の仕組みを支えるのは、情報を作成、保管・管理すること。近年はメモも公文書にあたるとされる事例もある。丁寧な文書づくりをはじめ、情報公開制度を支える市として公文書の管理の仕組みを充実させていく必要がある。
- 7 公文書の公開請求や、保有個人情報の開示請求などの市の情報に関わる制度が縦割り行政の中で十分に機能していないのは、市民にとっても行政にとっても、極めて不幸だと言わざるをえない。今後の改善に向けて検討の余地がある。

【主な意見】

- 20 年前に自治会長をしていた時、地域のごみ屋敷について対応するため、市に個人情報を教えて欲しいと頼んだが、教えてくれず困った。しかし、4 年前に同じ状況になった際には市から個人情報を提供していただき、問題は解消した。必要な情報を市に提供いただくことで問題解決に至った協働の事例である。
- 公文書公開請求は関心がある方以外は馴染みがない。窓口の運用や案内の仕方も重要なポイントになるので、制度の周知等もっと工夫が必要ではないか。
- 公開請求の受付について、電子申請の可否についても検討して欲しい。
- 情報公開制度を支える上で大切なのが公文書の作成であるが、本来作成すべき公文書を作成していなかったり、保管できていないことがある。公文書の適正な管理について浸透させることが、参画と協働にもつながる。
- 市民は、保有個人情報の開示請求と公文書の公開請求を一括りに考えてしまう。職員が制度の違いをしっかりと認識して市民に伝えていく役目を果たして欲しい。

6 個人情報保護制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1 個人情報保護制度の運用

個人情報法に則した厳格な取り扱いが求められ、その制約の中で、いかにして協働のまちづくりを進めていくかを市民とともに考え、創意工夫していく必要があります。各部署において、手法は多少変わったとしても、これまでの事業が継続していけるよう職員の意識改革を促す研修等を実施するとともに、国の事務対応ガイドについても周知を図ります。

また、個人情報保護条例は令和5年4月1日に廃止しましたが、個人情報保護法及び法の施行に際し必要な事項を定めた個人情報保護法施行条例等の適正な運用により、個人情報を保護してまいります。

2 保有個人情報開示請求方法の市民への周知

自分の個人情報が、知らないところでどのように取り扱われているのかを知る手段として、具体的な事例を示しつつ、保有個人情報開示請求を周知してまいります。

保有個人情報開示請求のオンライン申請について、本人確認方法等に課題はあるものの、実現が可能かどうかを調査し、検討してまいります。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1・2 本制度は、基本的には条例に沿って運用されていると確認されたが、いくつか問題点も残っている。
- ① 運用面で十分な周知浸透ができていない点。
 - ② 保有個人情報開示請求などの方法が、市民に分かりやすい仕組みになっているのか、オンライン申請を含めて検討いただきたい点。
 - ③ 個人情報、情報公開について、職員が制度を理解できる体制になっているかという点。担当課内でのOJTのみならず、国の動向を踏まえる必要があるので、定期的に職員間で情報共有し、研修する必要があるのではないか。
 - ④ 自己情報コントロール権も踏まえつつ、個人情報が公益にどの程度有益な効果を及ぼすのか丁寧に議論しながら利活用を考えていく必要がある点。

【主な意見】

- 市民は「自分の情報を自分でコントロールしたい」という思いがある。窓口に行かずとも、オンライン等で保有個人情報の開示請求ができるとより良いと感じた。
- パブコメの中に「行政不服審査法の手続を、情報公開審査会から行政不服審査会に移管したことにより、情報公開請求のハードルが上がり、異議申立ての結果が減少しているのではないか」という意見がある。意見について検証するために、異議申立ての数を把握することが必要だと思う。
- 協働のまちづくりの観点からの意見であるが、個人情報を守ることは大切であるが、まちづくり活動、参画と協働を行う上では、個人情報の過保護が弊害になっていることが多くある。個人情報を守るだけでなく利活用する観点が必要である。
- 個人情報保護法が令和5年に施行され、職員も運用面で困惑されている話も聞く。市民に対して公平、公正、透明な制度である前提として、職員の制度に対する理解が大切なため、研修など周知浸透に努めて欲しい。
- 法に制度が一元化され、自治体の個性を出すのは難しい中で、明石市は条例で法よりも標準処理期間を短くされている点は高く評価できる。
- 法は個人情報の保護だけではなく、利活用も強調している。特に窓口職場で判断を求められる場面が多いので、今一度、バランスの良い運用を検討し、研修・情報周知に努めて欲しい。
- マイナンバーカードのセキュリティレベル、行政への不信感で、作っていない人もいる。信頼関係が普及率アップにつながるので、しっかりと対策を進めて市民に発信してほしい。

7 総合計画制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1～4・6 総合計画制度の検証

今後も検証 1～3 の項目に沿って総合計画の策定、効果検証、見直し等を行ってまいります。

5 市民ニーズの高い分野や進捗の達成が遅れている分野への対応

市民に最も身近な基礎自治体として、多様な市民ニーズに寄り添い、課題解決やより良い施策展開を図っていくため、市民との対話や産官学民の多様な主体による共創を通じて、各施策の推進を図っていきます。

また、人材や財源などの限られた行政資源を真に必要な性の高い施策に重点的に配分することで、市民ニーズの高い施策や施策の進捗の達成が遅れている分野について、対応を図っていきます。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証 1：時代の変化に対応して進めているため、社会情勢に適合していると評価する。
- 2 検証 2：SDGs 未来安心都市を実現するため、市の実情に沿ったふさわしい計画になっていること、より柔軟かつ戦略的に目標を達成できるよう前期・後期の戦略計画との組み換えたこと、適切な PDCA サイクルが回っていくような審議会等の仕組みなども用意されているということで、適合していると評価する。
- 3 検証 3①：計画策定時に様々な参画が行われ、それを踏まえた計画になっていることや、実施状況を評価する審議会等の仕組みなどの点で、適合していると評価する。
- 4 検証 3②：積極的に計画や進捗状況を公表しており、適合していると評価する。
- 5 検証 3③：前期・後期の戦略計画、KPI の設定、毎年度の審議会による進捗管理も行われており、適合していると評価する。市民アンケートでニーズの高かった施策や数値目標に対し進捗に課題がある分野について、施策の充実を図るなどしてその改善に取り組んでいただきたい。
- 6 検証 3④：策定プロセスや実施における審議会のチェック、進捗状況を踏まえて計画的に実施していることなどから、適合していると評価する。

【主な意見】

- 計画には明石の魅力や要素が盛り込まれて非常に良いものだと感じる。
- 市民意識調査の結果を見ると、2014 年から右肩上がり非常に良い結果となっている。各小中学校区でまちづくり協議会を立ち上げ、明石市協働のまちづくり推進条例に基づいてまちづくりを進めてきた成果が出てきたのかなと嬉しく思う。
- あかし SDGs 前期戦略計画の柱③「こどもの育ちをまちのみんなで支える」の項目について、学校、地域、保護者で連携を取りながら、同じ思いでこどもを育てていくためには対話

が大事であるが、学校の先生の働き方改革が進む中、なかなかその機会を作るのは難しくなっている。学校によっては、地域活動要員の先生を配置している事例もある。

- 社会が目まぐるしく早く変化していく中で、長期計画が 10 年スパンでいいのか。世の中は 1 年～2 年で大きく変わっているのに、大きな方向性は計画で立てるけれども、時代の変化に合わせて柔軟に対応できるようなあり方が求められているように思う。
- 審議会やタウンミーティング等で色々な声を吸い上げて計画を策定しており、進捗管理についても、審議会等で可視化を図りながら、KPI も設定して進捗管理しているということ、仕組みとしてはよくできている。KPI という定量的な評価の一方で、審議会やその他の場面で、様々な形で市民の声を拾うという定性的な部分もケアしており、制度としては全体的に良好である。

8 財政運営制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1 財政の社会情勢等への適合

あかし S D G s 推進計画を推進しつつ、財政白書の目標や取組方針に基づき、収支均衡を基本とした財政運営を行う必要があります。今後は、人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化など社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、スピード感を持って取組を立案・実行することで、健全で持続可能な財政運営の実現に向け取り組んでいきます。

2 各種計画への適合

財政白書は、あかし S D G s 推進計画をはじめ、各分野の計画に適合した内容とするため、毎年度更新していきます。

3 市民参画の推進と公表

重点施策などの検討段階から、審議会等の市民参画手続きをはじめ、市議会や関係団体などの意見を踏まえた予算編成を行っています。まちづくりの土台となる財政白書においては、財政状況や財政運営上の課題をわかりやすく情報提供するとともに、市ホームページで常時意見募集を行い、市民の知りたい情報が公表できるよう取り組んでいきます。

4 財政の見える化

財政情報を市民と共有するため、予算・決算の関連資料をはじめ、財政白書においては、中学生にも理解できる内容の本編と、財政状況の経年変化や他都市比較など、さらに理解が進むよう工夫した資料編を市のホームページで公表し、財政の見える化を進めていきます。

5 持続可能な財政運営

財政白書（R6～R15）において、現状の財政状況と財政収支見込みを踏まえ、令和 15 年度末の基金残高 100 億円を確保することを目標に定めています。今後、新庁舎やごみ処理施設などの再整備に多額の財源が必要となりますが、歳入の確保や歳出の適正化など、収支を改善する取組を継続的に行い、健全で持続可能な財政運営を目指していきます。

6 施策の計画的な実施と結果の評価

今後の財政収支見込みを踏まえ、各行政計画を策定し、優先的な施策・事業を計画的に予算に反映し実施していきます。予算執行の結果である決算の総合的な評価として、基金・市債残高や各種財政指標などの財政状況のほか、今後の収支見込みを更新した財政白書を毎年作成していきます。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証１：財政そのものは、毎年度の予算編成、執行、決算それらに関わる全てが関係しているが、本制度としては、財政白書を柱にして条例に対応して運用されているため、社会情勢に適合していると評価する。
- 2 検証２：財政白書は、ＳＤＧｓ推進計画や明石市の基本的な計画に沿った内容になっているため、適合していると評価する。
- 3 検証３①：財政白書を市民参画のもとでわかりやすく作成し、公表している。また、財政の策定プロセスについても個々の事業において積極的に公表しているため、適合していると評価する。
- 4 検証３②：財政白書において市の財政の見える化がなされており、透明性は一定程度高いものと認められるため、適合していると評価する。
- 5 検証３③：これまでの財政運営、今後の見通しもしっかりと伝えている。市民サービスのために必要な投資など未来を踏まえ効果的、効率的に財政のやりくりがなされており、適合していると評価する。
- 6 検証３④：計画的な評価や実施は、財政白書を中心として行われるため、適合していると評価する。

【主な意見】

- 財政白書の存在意義は、市民をお客様にしないことである。今後、財政白書を更新する際は、定期的に市民が主体的に関わり、財政白書を一緒に作る機会を設けてほしい。
- 財政白書は、見やすい資料であると思うが、歳出の分配割合を見る限り、本市は人を育てるまちではなく、与えるまちであると読める。企業家等の目線からすると経済循環が生まれづらいと感じる。
- 財政状況を「見える化」してもらい、市の状況がよく分かった。審議会委員になり、市民の声が、市の予算に具体的に繋がっていることを体験したことで、条例の基本原則である参画と協働に基づいて予算が編成される過程を知ることができた。
- 民間提案制度が導入されたが、本来行政で出すべきアイディア等が、民間へのフリーライドに繋がらないか心配である。事業の見直し等支出を抑える取組は、非常に大切であるが、専門性には正当な対価を支払うべきである。
- 財政白書は、市民にもしっかり届けたいという思いが伝わってくる素晴らしいものである。視覚情報以外に、市の財政状況についてＳＮＳ等を通じて発信する取組を継続して欲しい。
- 財政白書が財政健全化推進計画の後継の位置づけであれば、計画としての抽象度が高い印象を受けた。一方で、財政白書は、漫画等を用いて簡便に作成されているからこそ、様々な角度から意見が出たことは成果といえる。情報を分かりやすくオープンにすることで、市民からの意見が出て、それが予算策定、計画、政策の決定等に反映されていくのであれば、制度として適切に運用されているといえる。

9 政策法務制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1 自治解釈権を運用する体制づくり

職員に対して、継続的に法務研修や弁護士職員による相談支援を行うことにより、自主的かつ積極的に自治解釈権を運用することができる体制づくりに努めてまいります。

2 市民生活に直結した政策づくり

多様なテーマについて、市民のニーズを適宜把握し、社会情勢等を踏まえた効果的な政策法務に引き続き努めてまいります。

6 政策法務の計画的な評価の検討

各課において市民のニーズや事業の成果を把握し、PDCA サイクルに則った市政運営を適切に進めることができるよう、職員に対する階層別及び横断的研修を実施し、組織全体の法務体制の充実を図ってまいります。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証1：社会情勢に適合した制度化が図られている。政策立案のみならず、解釈面においても引き続き、自主的かつ積極的な運用ができる体制を築いてほしい。
- 2 検証2：本市の特性を踏まえた政策的な条例を設計していることから、適合していると評価する。市民生活に直結する政策をしっかりと検討し、法令解釈を行うことが重要である。
- 3 検証3①：市民参画、市民協働をしっかりと踏まえて運用し、それを実現するための制度になっていることから、適合していると評価する。
- 4 検証3②：職員研修や弁護士職員への相談などから公正性・透明性を確保する努力がみられることから、適合していると評価する。法律相談は文書化し、共有してこそ政策法務を活用することに繋がると考える。
- 5 検証3③：条例の制定及び施行が庁内のみならず市民対応でも効果的に運用されていることから、適合していると評価する。
- 6 検証3④：適合していると評価する。政策法務の考えに基づき市政が運営されていることについて、職員への研修等を通じて組織の運営にも反映し、その結果を評価できるよう努めて欲しい。

【主な意見】

- 説明資料により、条例で諸課題に対し効果的なアプローチができており、市の努力が伺える。
- 認知症やこどもの養育費のことなど、身近な条例が制定されるのはありがたい。行政が市民の生活をよく見ていると感じる。
- 法令や条例に定めがあることで、職員によって運用が変わることがない。市民に平等に施策を提供していると分かったことで、市に対する信頼感が増した。
- 弁護士職員との相談内容は必要に応じ文書化し、保管されていることが確認できた。
- 法務研修について、従来の自治体法務検定の受験は、合格率や点数等の研修の効果が明確であった。現在は内部研修を実施しているが、職員のモチベーションを維持するための取組や効果測定を工夫し、職員の法務能力向上に努めて欲しい。
- 本市が精力的に行っているタウンミーティング等が市民ニーズの把握に非常に意味を持つ。市民ニーズを捉えることが政策法務の肝であるため、透明性の確保や議論の発展性の観点から、実際に出てきた意見等の公表を一層進めてほしい。

10 評価制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1 市民参画手続

今後も長期総合計画をはじめ、各種計画等の政策や事業等の評価については、審議会などの市民参画手続きを通じて、適切に行っていきます。

2 評価制度の条例化

評価制度を条例で定めることには、恒久的かつ統一的な制度運営が可能になる一方で、制度が固定化し形骸化する恐れがあるなど、一長一短があります。現状は、市に根付いた評価制度を時勢に応じて適正に運用しており、他市の評価制度の動向や事例を参考にしつつ、引き続き検討していきます。

3 評価のプロセスにおける参画と協働

事業等の評価については、各種行政計画の策定や改訂、進捗管理を行う審議会などで引き続き実施します。評価における参画と協働について、より効果的な方法がないか調査し、検討していきます。

4 評価制度の公表

事務事業の総点検や内部監査、包括外部監査、各種行政計画に係る審議会等の取組状況などの評価制度については、今後もホームページ等を通じて公表していきます。

5 評価方法の見直し

事務事業点検シートは、毎年度、事業担当部署が自己評価として自律的かつ継続的な改善を目的に実施するものであり、評価項目などを時勢に応じて適宜見直していきます。

6 評価制度の継続的な改善

事務事業の総点検をはじめ各制度による評価結果が、事務事業の改善や行政運営の質の向上につながるよう、適宜見直しに努めていきます。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証１：長期総合計画はじめ各種計画等の政策のほか事業等において、所要の市民参画手続が行われているため、適合していると評価する。
- 2 検証２：評価制度の条例化は、理念的な評価条例では策定する意味がない一方で、具体的な条例にすれば、途端に陳腐化してしまう等の課題があり、引き続きの検討課題とはなるが、現行の評価制度については、適合していると評価する。
- 3 検証３①：評価のプロセスにおいては、参画と協働が難しいが、今後工夫をしてほしい。現状は、各事業や事業計画は、参画と協働の下で策定し、各審議会等でも評価されているため、適合していると評価する。
- 4 検証３②：各制度について、広く公表されているため、適合していると評価する。
- 5 検証３③：本市は、事務事業点検シートに基づいて、決算や予算が運用されており、適合していると評価する。しかしながら、事務事業点検シートが良い仕組みとして、適正に運用されているのか、定性評価やプロセス評価など意見があったところであるが、時勢に応じ適宜見直しをお願いする。
- 6 検証３④：事業点検、市長方針協議等の仕組みの中で、計画的に進められているが、チェック、アクションの連続性の不明瞭さ、内部監査及び包括外部監査の役割に応じた効果が発揮されているか等の議論があった。評価の仕組みをどう評価するのかは非常に難しいところであるが、現行の仕組みの中で計画的に進められており、現時点においては、適合していると評価する。

【主な意見】

- 事業等のほか政策も評価の対象として運用されていることが確認できた。
- 評価制度については、専門的なところもあり、参画と協働に基づいて行うことが難しい。だからこそ、評価制度に携わる者には、謙虚さや市民に対する真摯な姿勢を期待する。
- 数値で示すことができる成果や効果は対象が限定されてしまう。定性的な評価をどのように考えていくかが重要。また、評価結果に限らず、プロセス評価を行っている自治体もある。
- 条例第２９条第３項で、「評価に関し必要な事項については別に条例で定める。」と定められているが、当該条例は制定されていない。条例化に対するメリット・デメリットや国の動向も踏まえた現状を確認できたので、評価制度をどう構築し、ふさわしいものとなるか引き続き検討して欲しい。
- 評価制度は、相当なコスト・労力がかかるため、職員の負担が大きく、「評価疲れ」が起こる。評価制度の運営は、ある程度のコストパフォーマンスを考えながら図られるべきである。評価しっ放しで、評価結果だけが文書で残るということであれば、職員のモチベーションが下がるのではないか。
- 評価制度は、基本的にPDCAサイクルを回すためのもの。チェック後、それがどのようにアクションに繋がっていったのかという、評価と施策との連続性は、見える化してほしい。

11 行政改革制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1 自治体DXの推進

少子高齢化や人手不足の加速、行政コストの増大、災害対応の高度化など、自治体を取り巻く課題が多様化・複雑化しており、自治体DXの重要性は一層高まっています。IT技術を最大限に活用し、行政サービスの効率化や質の向上を図るとともに、持続可能なまちづくりの実現に向けて、先進事例や他都市を参考にしながら社会情勢に応じた取り組みを進めていきます。

2 公共施設の配置適正化

保有する公共施設の多くが今後、大規模改修や建替えの時期を迎えますが、すべての施設を更新するための財源確保は極めて難しい状況です。そこで、第2期公共施設配置適正化計画（R7年～R16年）において、施設総量の縮減および管理運営費等の削減を目標に設定し、中長期的な視点から公共施設の効率的かつ効果的な配置を進め、持続可能な施設運営に取り組んでいきます。

3 財政白書を通じた参画と協働の実現

財政白書は、財政の持続可能性を確保するため、財政状況や財政運営上の課題等を見える化し、市民と情報を共有することを目的としています。市と市民が共通の認識を持ち、より良いまちづくりを推進するための参画と協働を実現する土台として、毎年度継続的に更新していきます。

4 行政改革の推進における情報公開

行政改革の推進には市民の理解と協力が不可欠であり、そのため情報公開が非常に重要です。今後も行政改革の状況について定期的に情報発信を行い、透明性の高い行政運営に努めていきます。

5・6 財政白書及び公共施設配置適正化計画における行政改革の推進

財政健全化推進計画（H26～R5）の後継である財政白書（R6～R15）及び第2期公共施設配置適正化計画（R7～R16）は共に、持続可能な財政構造を確立するために、目標や取組方針、主な取組を設定しています。引き続き、同計画等に基づき、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえながら、行政改革を推進していきます。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証１：ＤＸ化、ＡＩの導入、業務の電子化等も進めており、一定程度、社会の変化にも対応しているため、適合していると評価する。
- 2 検証２：財政白書は、公共施設の配置計画や今後の施設配置に係る負担の問題等が的確に反映され、長期総合計画の趣旨に沿っているため、適合していると評価する。
- 3 検証３①：参画と協働は、必要に応じて実施されていくこと、また、財政白書については既に、参画と協働を実現するための重要な資料になっているため、適合していると評価する。
- 4 検証３②：悪いところが市民に伝わっていないのではないかという意見もあったが、各事業や公共施設等の行政改革の推進については原則、情報公開がされているため、適合していると評価する。
- 5 検証３③：一昨年までは、財政健全化推進計画で一定程度成果を出している。財政白書の効率性は、現時点では評価できないが、これまでのものも踏まえて、効果的で効率的に行政改革を進められていることは間違いのないため、適合していると評価する。
- 6 検証３④：公共施設等については、計画的に統廃合を進めようとしている。また、行政改革全般については、財政健全化推進計画及びその後継の財政白書を通じて、実現していこうとしているため、適合していると評価する。

【主な意見】

- 市が成果をアピールしたくなる気持ちも分かるが、パブリック・コメント等の意見を考慮すると、市民は「悪いところも教えてほしい」といったマインドがあるように思う。市が公平・公正な立場で、市民に情報提供することが重要である。
- 公共施設の配置適正化について、コミセンや高齢者大学など施設を利用する市民が理解できるよう、もう少し丁寧な説明や周知が必要だったのではないかな。
- 改革することが定形化されている。ＡＩ等の新しい視点を取り入れる必要があるのではないかな。
- 職員手当の削減は、職員のモチベーションを下げるため、良くない。
- 施設を廃止する場合、必要性についてはある程度説明があるが、なぜ当該施設を廃止し、別の施設の廃止を見送るのかといった優先順位に係る基準や市の考え方が見えにくい。
- 参画と協働という限りにおいては、市民にとって都合が悪い情報や本音のところを積極的に伝えていくことが重要である。市として、価値判断や政策判断等の結論を持っているのであれば、「よりこちらの方が大切であると考えている。」等といったことも含めて、市民に伝えることが、まさに参画と協働ということである。

12 組織制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1・2 本市にふさわしい組織づくりの推進

あかし SDGs 推進計画（明石市第 6 次長期総合計画）に掲げる「SDGs 未来安心都市・明石」や、本市のまちづくりの基本方針である「対話と共創でつくる“もっと”やさしいまち明石」の実現に向け、今後も社会情勢の変化や市民ニーズに対応したまちづくりを進めていけるよう、適時適切に本市にふさわしい組織づくりに努めてまいります。

3 市民の参画・協働に基づく組織づくり

今後の組織改正にあたり、参画や協働に基づいた組織づくり、また市民の参画や協働を推進する組織づくりがどのように実施できるか、調査・研究を進めてまいります。

4 組織改正に関する情報発信

今後も広報あかしやホームページ等で組織改正に関するお知らせを広く行うとともに、掲載方法を工夫するなど、より市民に対して分かりやすい周知について検討してまいります。

5・6 組織改正の評価検証

組織改正については、各局長とのヒアリングを実施し、組織改正に取り組んでいるところですが、それらの評価についてどのような方法が相応しいか等、他都市の状況等、調査、研究を進めていきたいと考えます。

また、人員体制についても、組織と密接に関係することから、職員配置を所管する職員室と連携を取りながら、検討していきたいと考えています。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証 1：SDGs は 2030 年を目標とした国際目標で、その達成のため対話と共創を据え努力をしていることは一定の評価ができる。
- 2 検証 2：SDGs 未来安心都市、こどもを核としたまちづくり、市民参画・協働のまちに向けた組織体制について、これまで一定の努力をしてこられたことは、本市にふさわしいと評価できる。
- 3 検証 3①：組織を作ること自体が、参画と協働に基づいてできているか、参画と協働を進めるための組織なのか、という議論が本来あるべきで、今後の検討課題として欲しい。
- 4 検証 3②：組織改正の周知、浸透に努めている点は一定の評価ができるが、市民視点では、「分かりにくさ」は相変わらず続いているため、分かりやすさをどう作っていくのが課

題である。

- 5 検証3③：人員体制等を踏まえて機能しているかという視点での検証も今後心掛けて欲しい。
- 6 検証3④：毎年度のヒアリングに基づき組織を見直しているが、計画と評価、というプロセスに乗せた検証が必要であり、今後の検討事項として欲しい。

【主な意見】

- 事前に行われた検証報告書素案に対するパブリック・コメントでは、「局制や担当制がきちんと運用されているのか」との意見があった。自身もそう感じている部分があるため、より分かりやすく説明できるような組織にして頂きたい。
- 局制が広すぎてイメージしにくい問題点もあるが、局内で連携・共有して業務を行うことで、市民サービスが向上するメリットもあり、自身はたらい回しが減ったと感じている。一方で、市民の声を反映した市民目線で使いやすい組織編制を心掛けてほしい。
- 市民目線では組織体制は分かりにくいと感じている。担当部署が不明なときは、代表電話にかけて繋いでもらっている。もう少し HP で分かりやすく担当部署を表示して欲しい。
- 検証3の①参画と協働に基づくこと、④施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと、が馴染まないという理由で「一」となっているのは勿体無い。市民ニーズをどう組織再編に反映させるかという視点は大事であり、組織の統廃合も評価があるからこそできるものである。
- 自身も組織が広がっており、分かりにくさを感じている。連携できている部署もあるだろうが、まだ十分でないと感じている部分もある。
- 検証3の①④で、「一」にした理由付けはしっかりして欲しい。①は対話と共創の推進のため、参画と協働に基づいた組織改正は行われているはずである。説明を聞いて、社会情勢に応じた臨機応変な組織体制は整えている、という印象は受けた。一方で、必要な体制を整備し、有効に機能するための人員配置が適切にされているか、客観的な分析があっても良かった。

13 行政手続制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1・5・6 職員の制度理解の促進

現在、若手職員に対する法務研修の一環として、弁護士職員による行政手続法や審査請求の研修を行っています。令和8年度からは、誰でも・いつでも動画研修を受講できるようにするため、e-learningの導入を予定しています。今後とも、正規職員に限らず、すべての職員に対して本制度の周知徹底を図っていく考えです。

2・3 参画と協働を踏まえた公正透明な制度運用

行政手続の公正化・透明化を図る上では、行政からの丁寧な説明、それに対する市民の方からの応答といった、行政と市民相互のやり取りが欠かせません。引き続き、公正で透明な行政を実現していくために、参画と協働の視点を十分に踏まえ、市民の皆さまとともに本制度の充実を図っていきます。

4 行政不服審査の迅速性と正確性の両立

行政不服審査は、裁判手続に比べて簡易迅速な救済を目的としていますが、そこで争われるのは、市民の権利・義務であることから、審理を進めるうえでは、公正さ・正確さも大切な要素です。迅速性と正確性の両立は常に課題であると認識しており、今後とも適宜の見直しを図っていきます。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証1：全国共通の制度であり、適合していると評価できる。現在、庁内通信や研修等を通じて社会の動向に対応しているが、条例の手順や説明の仕方、理由の明示の書き方など、説明責任を果たすための工夫について、具体的にどう進めていくのか検討して欲しい。
- 2 検証2：全ての自治体が備えなければならない制度であり、本市にふさわしいと評価できる。本市はSDGs未来安心都市を掲げ、司法へのアクセスや公正透明な行政を実現しているという責任ある行政のあり方としても適合していると考えられる。
- 3 検証3①：本制度に馴染まないため「一」となっているが、本制度は市民との応答性を踏まえた規律でなければ機能せず、市民との説明責任を果たすものであることから、参画と協働の視点もある点は認識し、今後につなげて欲しい。
- 4 検証3②：本制度そのものが公正性・透明性を守るための制度である。行政不服審査は審査に時間を要するが、あまりにも時間を要すると、原処分の適正性を大きく変えるケース

もある。こうした点について、標準処理期間含めた審査請求のあり方を含め検討しなければならない。

- 5 検証3③：研修を充実させているが、全ての職員が手続を理解し、業務の執行ができるよう、非常勤職員や委託業務に関わる方も含めた理解促進が必要である。
- 6 検証3④：研修により職員が制度の理解をする予防が一番大事であり、計画的な研修の実施については評価できる。今後、公正透明な行政を実現し、説明責任を果たす上で重要な制度であり、研修の成果も踏まえて、さらに進展させてもらいたい。

【主な意見】

- 制度そのものが市民意見を直接反映させる形のものではないが、第三者機関等の意見も受け、制度を改善・周知する中で結果的に市民ニーズに沿った制度になるというサイクルができています。
- 近年は地域からの申請に対して、1か月程度で担当部局から必ず回答がある。希望に添えない場合はその説明もあり、納得できることもよくある。この回答と説明が市と市民との信頼関係を構築する上で大切で、本制度は素晴らしい。審査請求制度は今後も周知して欲しい。
- 庁内通信や職員研修が充実しており、素晴らしい取組である。庁内通信は分かりやすく、難解用語も丁寧に説明されている。実際に実務面でも活用されていると説明を聞いて納得した。
- 行政不服審査の制度上、公正性と迅速性を両立させることは難しいと思うが、それを実現させるための工夫が必要。
- 庁内通信は大変分かりやすくまとまっている。行政手続制度は、市民の権利利益に直結することから、全ての職員が理解する必要がある。正規職員以外の職員にいかに浸透させるかも考える必要がある。

14 広聴制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1～6 広聴制度への検証

広聴制度は、市民の声を聴く仕組みとして機能し、苦情や要望の受け止めの仕組みが適切に働いており、迅速に回答する等の対応ができているとのご意見をいただいておりますが、今後は、いただいた苦情や要望についての活用方法、市民の声を受け止めて的確に市政に反映することが出来ているかを評価する方法など、いただいた苦情や要望の内容を精査し、どのように活用、評価するのか検討するとともに、取組の効果・効率性についても検証してまいります。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証1：市民の声を聞く仕組みを設け、迅速な対応に努めているため、適合していると評価する。市民に本市が受付できない性質の苦情・意見をあらかじめ明示しておくことや、苦情・要望・提案の有効な提言方法を学ぶ機会の創出等の取組も効果的であろう。
- 2 検証2：「SDGs 未来安心都市・明石」の実現に市民の声は欠かせないものであり、適合していると評価する。制度所管課は、所管課以外にも市民の声を反映するための仕組みがあることを把握し、市民の声を埋もれさせていないか、市民の声を受け止めて的確に市政に反映することが出来ているかを評価する役割を担ってほしい。
- 3 検証3①：本制度自体が市民の参画と協働の重要な手立てとなっているため、適合していると評価する。この制度に対する苦情も的確に受け入れられているということであれば、より参画と協働に基づいて運用されていると捉えることができるため、これを踏まえて今後の取組を進めていただきたい。
- 4 検証3②：苦情や要望の受け止めの仕組みが適切に働いており、多様なケースに的確に対応できているということから、適合していると評価する。市民から受けた意見の活用方法は、今後の工夫をお願いしたい。
- 5 検証3③：数は少ないかもしれないが、多様な人からの意見・要望に対し適切に処理をし、市政に活かされているということから、適合していると評価する。全ての意見・要望に丁寧に応えていくことのコストもあるだろうが、恐らくはそのコストを払うだけの価値が本制度にあるだろう。その上で、可能な限りで取組の効果・効率性を検証してもらいたい。
- 6 検証3④：全体を通じて適合しているとして評価する。事務事業評価を行っている点を踏まえると、市民に示すような成果評価は難しくとも、努力の程度に対する評価は可能であろう。場合によっては、意見・要望の件数やこれらに対する返答の迅速さ、各課の対応等を踏まえた実施評価も十分され得ると考えられる。

【主な意見】

- 市ホームページでの公表だけでは届かない層もあると感じる。別刷で意見をまとめる方法や、代表的な意見のみ広報あかしに掲載し、その他の意見は市ホームページへ誘導する方法など、少しでも意見の内容が市民に伝わるために工夫をしてほしい。
- 以前は市に要望を出しっぱなしであったが、近年は、市民の声が行政内部で共有され、部局が連携して対応されることが増え、非常にありがたいと評価する。
- 市民からの苦情が多いようだが、意見の質を上げる工夫はできないものか。市民の市政への参画と協働の推進の観点から、苦情ではなく提案を増やすことに意識を向けて取組を行ってほしい。
- 市民の意見や要望に対する対応の早さや、その内容の的確さを評価し、活かしていくことが本制度においては非常に重要であるため、評価のあり方について検討していただきたい。
- 市民提案箱等のデータベースで地域に属するものについて、校区まちづくり組織に情報提供いただければ、市民と行政と校区まちづくり組織が連携し、苦情・要望に対応できるのではないか。
- 声大きい者やこだわりが強い者の意見が、全体の過半を占める場合がほとんどである。必ずしも最大公約数的な意見でないものに対して丁寧に対応していくということは、しばしば、行政負担の面で過大を強いているのではないかという懸念があり、悩ましいところであると感じる。
- 苦情や要望に迅速に対応することも重要ではあるが、同時に、その内容を精査し、どのように活用するのかを検討し、また、検討にあっては市民の知恵を借りていくような工夫も重要である。

15 行政オンブズマン制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1～6 行政オンブズマン制度への検証

行政オンブズマン制度は、市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理する仕組みとして機能しており、市民の権利利益の擁護を図るための救済制度として位置付けていますが、目指すべき方向としましては、苦情の解決を最優先すべき事項と考えています。市に対する苦情・相談に対しましては、まずは市民相談室でその主張をしっかりと傾聴し、解決のために最善を尽くすとともに必要に応じて行政オンブズマン制度の利用を促すなど、今後におきましても、検証1～3の項目に沿った制度運用、効果検証、見直し等を行ってまいります。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証1：本制度は、市民の要望・苦情を迅速かつ的確に、さらには中立的に裁判手続によらないで柔軟に対処する仕組みとして、市民の様々なニーズに応えている。ある意味では行政が提供する市民の最後の拠り所という側面もあると思われるため、現代の社会情勢の中においても制度自体の必要性は高く、適合していると評価する。
- 2 検証2：本制度は明石市自治基本条例及び明石市法令遵守の推進等に関する条例に基づいたものであり、本市運営の根幹であるため適合していると評価する。他の自治体では、今は廃止されているところもあるが、貴重な仕組みであり、本市らしい制度である。
- 3 検証3①：本制度自体が市民参加の重要な手法である。また、外部専門家の協力により問題を迅速かつ的確に対処され、客観性を持った姿勢を持ちながら行っていることから、まさに協働そのものであると言えるため、適合していると評価する。
- 4 検証3②：本制度自体が公正・透明かつ中立的な行政の実現のための手法であり、これらを踏まえたオンブズマンの選任やその運用に努めている。オンブズマンは、行政に附属する機関であることから、その中立性に疑問を呈される方もおられるが、これは制度上致し方ないことであるとする。その中で、できる限り、公正・中立な運用を確保するための透明性を確保するべく努力をしていることから、適合していると評価する。
- 5 検証3③：本制度が、効果的に運用され、結果として多様な課題が的確に60日以内に対処されるといった高い効率性により運用されていることが伺えるため、適合していると評価する。本制度の運用にコストが生じるが、それ以上に大きい効果が本市及び市民に期待できると判断する。
- 6 検証3④：本制度を創設し、オンブズマンを選任し、そこへ多様な相談があり、そのうちから苦情申立てが生まれるという仕組みを設けていることは、まさに計画的に進められているものであると評価できる。実績数値よりも、本制度が用意され、必要時にいつでも機能する体制を整備していることを評価すべきであるとするため、適合していると評価

する。

【主な意見】

- 行政オンブズマンの活動状況報告書より、本市の業務に不備が無かったとしても、市民に寄り添った指摘が見られる事例があるなど、適切な運用がされていることが分かった。オンブズマンの指摘を受け、市が速やかに対応した実例があるところで非常にありがたい制度である。
- 本制度を知らない人が多いように思う。制度を積極的に周知する努力をしていただきたい。
- 本制度は、中立・第三者的に市民の苦情を受け付けて問題を解決するもので、本市においては行政から任命をされたオンブズマンが明石市法令遵守の推進等に関する条例に基づいて行政協力のもとで調査することとなるため、外部の弁護士に依頼するよりも比較的速やかな問題解決が期待できる。

16 法令遵守及び公益通報制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1 職員への周知徹底

本市の法令遵守は、単に法律や条例の規定を守るだけに留まらず、公務員倫理（社会からの公務員に対する期待・要請に自律的に応えること）を守ることを含んでいます。引き続き職員研修やコンプライアンス通信を通じて、職員に周知徹底を図っていきます。

なお、職員が定期的にコンプライアンスについて学習する機会を設けるため、令和8年度からの新たな取組として、職階を問わず勤続10年・20年・30年の職員を対象としたコンプライアンス研修を開始する予定です。

2 本制度の適正な運用

対話と共創のまちづくり、参画と協働のまちづくりは、市民からの行政に対する信頼をなくして進めていくことは不可能であり、今後も本制度の適正な運用に努めていきます。

3～6 制度の実施結果について評価

令和7年度のリスク評価においても、全庁合計で650件以上のリスクが検討され、総務課はコンプライアンス通信を通じて内容のフィードバックを2度行いました。公益通報制度の運用状況についても、6月に議会報告を行っています。今後もこのような取組を継続して、制度の実施結果について評価を行っていく考えです。

また、公益通報制度の運用に当たっては、職員がその存在を知り、必要な場合に安心して通報できることが何より重要であるため、引き続き職員研修やコンプライアンス通信を通じて、周知徹底を図る考えです。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証1：本制度の運用を庁内に浸透させる努力をしており、適合していると評価する。法令遵守することのみならず、カスタマーハラスメントへの対応などの社会規範や道德倫理も含めた観点で職員研修に取り組むことも重要である。
- 2 検証2：「SDGs未来安心都市・明石」を実現するための本制度の担う役割が重要であることから、適合していると評価する。対話と共創のまちづくりを進めるにあたり、市民に信頼いただける行政の運営を図るためにも、本制度の適正な運用に努めてもらいたい。
- 3 検証3①：本制度に馴染まないため、評価は「一」とするが、本制度や職員研修のあり方、業務の運用、リスクの洗い出しは、参画と協働の土台になっている側面があるため、留意いただきたい。

- 4 検証３②：本制度が行政の公正性と透明性の確保に貢献していることから適合していると評価するが、公益通報やコンプライアンスの仕組み自体の公開性と透明性を確保していく努力は今後も続けていただきたい。
- 5 検証３③：弁護士職員による法務研修や法律相談など、コンプライアンスを全庁的に確保する効果的な環境が確保されていることから、適合していると評価する。市民にとって効果的・効率的な行政のあり方を求めるために本制度が機能していくと判断する。
- 6 検証３④：リスク評価、職員研修、庁内通信等のフィードバックを計画的に行っており、市ホームページへの掲載や議会報告など、外部の目による評価も一定行われていることから、適合していると評価する。

【主な意見】

- 本市の法令遵守の対応は、リスク対応も含めて素晴らしい。まちづくり活動でも、行政に倣って法令遵守の意識を持って対応している。一方で、法令遵守を心がけながらも、職員の人間性や魅力などを活かし、共創社会として一緒にまちづくりを進めていく雰囲気も合わせもってほしい。
- 弁護士職員への庁内法律相談が年 1,000 件以上あり、職員が色々な意識を持って、弁護士に相談しているという点は評価できる。弁護士職員に相談することが職員の法的解釈の能力向上に繋がるものにしてほしい。
- コンプライアンス通信は、内容が充実していて分かりやすい。本市の非常に貴重な財産である。引継ぎ、職員が活用しやすいように検索性を高める等の工夫をしてほしい。
- 本市には公益通報の内部窓口と外部窓口があるが、外部窓口が機能することがこの制度の公正性や中立性を担保するためにとっても重要である。直接外部窓口へ通報することができる仕組みや匿名による通報を可能とすることで、通報者の心理的ハードルを下げる工夫がなされている。
- 公益通報について、調査の結果及び対応や調査の概要等を議会及びメディアを通して市民に公表し、公平性を確保できている。

17 危機管理制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1 災害対策、防犯、不当要求対策のさらなる充実

安全管理、感染症対策については、これまでの経験を踏まえ、あらゆる事象を想定し万全の体制を整えていきます。防犯対策としての市直営の防犯カメラと自治会設置の防犯カメラについて、役割分担をしながら効果的な場所への設置と適正管理に努めてまいります。特殊詐欺については、警察や防犯協会、消費生活センターなどと連携した取り組みをさらに充実させていきます。災害時における要配慮者対策は、当事者の意見を聞きながら、きめ細かな配慮により備蓄物資の充実や個別避難計画の策定推進を図ります。また、防災訓練等の様子を映像等で記録し職員がわかりやすく理解できるようにするとともに、関係機関とのさらなる連携強化を図ります。不当要求対策については、カスハラ対策と一体化し、さらに制度を充実させていきます。

2～4 参画と協働に基づく防災体制

2つの大きな事故の経験や、本市の立地や自然条件を前提とした取組を今後も継続していくとともに、参画と協働に基づく防災体制の構築を進めます。また防犯、防災合わせて年間 80～90 に及ぶ出前講座の実施など、地域での啓発活動を継続して実施するとともに、ハザードマップや広報紙、HP、登録制のメールやあかし公式 LINE などを用いた市民へのわかりやすい広報や啓発を行っています。

5 自助、共助、公助による対策の推進

災害対策や安全対策は、自助、共助、公助のバランスのなかで、市民や地域団体、企業等が協力して取り組みを進めていく必要があります。理解を広めつつ、市が取り組むべき事項については、他市の事例等を十分に検証しながら、有効な施策を計画的に実施していきます。

6 積極的な情報公開とわかりやすい広報

事案対応や訓練の実施の際には、関係部署や関係機関、市民等の意見を踏まえた検証を行い、計画やマニュアルの改定に反映するとともに、HP や広報紙等での公表によって市民への情報提供を行っています。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

1 検証1：

（安全管理）何が起こるか分からない部分があるとはいえ、様々な事故や危険物の取扱いなどについて、対策をぜひ万全にしていきたい。

（感染症対策）滞ることのないように進めていただきたい。

（防犯施策）防犯カメラについて、犯罪多発地域につけると効果的という話もあるが、プライバシーにも配慮しつつ、慎重に進めていただきたい。特殊詐欺について、従来被害が無かった人たちまで被害が広がっているため、警察や消費生活センター等とも連携してさらに充実した対策を取っていただきたい。

（災害対策）要配慮者対策は、まだまだきめ細かな配慮が必要。要配慮者の件も含め避難所の問題について、市民の安全を第一に適切な対応を取れるようにしていただきたい。訓練の記録を残して学びの機会にすることや、各機関との適切な役割分担にも努めていただきたい。

（不当要求行為への対策）組織として対応できるよう、さらに制度の充実をお願いしたい。

以上を踏まえ、今後とも現行制度を十分に活用して、新たな動きや新たな問題に対処できるよう運用していただきたいというところも含めて、社会情勢に適合していると評価する。

2 検証2：2つの大きな事故を経験したことや、本市の立地や自然条件を前提に市民の安心安全を守っていくという制度になっているということで、適合していると評価する。

3 検証3①：地域防災計画や個別避難計画等の策定にあたっては、地域それぞれの事情を考慮し、全市民の安心安全が確保できる体制に向けて、参画と協働をさらに一歩進めていただきたい。仕組みとしては適合していると評価する。

4 検証3②：広報紙やHPによる公表、出前講座など地域活動も積極的に進めており、適合していると評価する。

5 検証3③：災害対策や安全対策は、かかった費用に対して出てくる効果は市民の安全しかない。一方で、市民の安全の価値は無限大で、いくらかけてでもやるべきという面もあり、効果的・効率的と言われても難しいところはある。法令その他で求められていることや、市民の安全を守ろうという点で取組を進めていること、引き続きしっかり準備をしていただくという観点も含めて、適合していると評価する。

6 検証3④：計画的に取組を進めており、事後検証や毎年度のPDCAサイクルも回していることから、適合していると評価する。

【主な意見】

- 安全対策について、過去の事故を受けてしっかり取り組んでいることが伝わる。地震の対応についても、ジェンダーや障害者に目配りしており、市の尽力が見て取れた。
- 地域の防災活動において、日ごろから市に指導をいただいている。ハザードマップも配付するだけではなく、出前講座等で、地域の特徴に合わせた指導・注意喚起をしていただき、非常に感謝している。

- 災害時の指定避難所は小学校が指定されているが、近くの公民館や自宅避難を希望する声も多いため、対応を考えていただきたい。また、指定避難所要員である職員も被災者になる可能性があるため、地域と連携しながら対応できれば良いのではないかな。
- 災害時は、ボランティア活動等も必要である。能動的に動ける人を把握していれば、災害後、二次被害対策などの面で有用なのではないかな。
- ひなんサポーター研修を受講したが、実際に石川県の様子なども学び、すごく有効だと感じた。ひなんサポーターを養成することは、避難の際に力を貸してくれるマンパワーにも繋がる。また、サポートを受ける当事者も、研修を受講したり、避難訓練に参加することで、必要な支援が明確になるのではないかな。
- 条例第 36 条の危機管理制度の条文は抽象的で、具体的に市が何をどこまでどうしたらいいか明確になっていないように思う。個別の法令等で定めがあるものもあると思うが、市の裁量で決められているものも多いと思うので、優先順位付けや、地域や企業等との役割分担、何をどこまでやるのか等を考えて施策を推進することが肝要である。
- 危機管理制度の枠内で、様々な訓練や研修などが行われているかと思うが、例えば救命士の講習や防災訓練などは、録画して動画として再利用できれば、より多くの職員に、繰り返し学習機会を提供できるのではないかな。
- カスハラ対策のマニュアルについて、対応職員は心に余裕がなくなるため、マニュアルに沿った対応をするのは難しい。むしろ周囲の職員のサポートこそが重要で、どう支援・アプローチするかルールや手法を盛り込むことで、より実効的な対策につながると考える。

18 行政連携制度

意見を踏まえた取り組みや今後の対応について

1～4 広域的視点に立った創造的な行政連携の展開

今後も引き続き、市民生活に直結する分野を中心に、広域的視点での行政連携を進めるとともに、分野横断型・テーマ型の連携も含め、創造的な行政連携の可能性も探ってまいります。

5・6 効果検証と持続可能性を踏まえた適切な見直し

今後も、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、持続可能な連携のあり方を探るとともに、適切な見直しを行ってまいります。

その他 「対話と共創」を基盤とした行政連携の深化

本市では、「対話と共創」をまちづくりの基本方針として、他自治体とも対話を重ねながら、地域課題の解決に取り組んでいます。県や近隣市町と個別具体のテーマに応じて意見交換を行い、連携して施策を進めることは、効率的で持続可能な行政運営に資するものであり、重要であると認識しています。今後も、制度の枠組みにかかわらず、広域で連携すべきテーマについては、タイミングを逃すことなく、必要な意見交換や調整の場を設けながら、効果的な連携を推進してまいります。

【参考】市民検証会議からの主な意見

【まとめ】

- 1 検証1：社会ニーズに的確に応えようとしていること、行政の資源の制約が大きいことを踏まえながら行政連携を進めていこうと努力をしていることが見受けられることから、適合していると評価する。
- 2 検証2：本市が単独では解決できない課題等に対して、行政連携により先進的な試みを積極的に取り入れて、多様な課題に対して解決していこうとすることは、当然必要なことと考えるため、適合していると評価する。
- 3 検証3①：参画と協働に基づく行政連携が行われている部分を認め、適合していると評価する。行政の広域的な連携は、行政のみで進んでいくものだけでなく、実際に参画と協働を積極的に行っている実績がある。
- 4 検証3②：議会への報告、市ホームページにおける取組状況の報告等、透明性の確保のための取組を行っていることから、適合していると評価する。
- 5 検証3③：広域的な事務処理そのものが効果・効率性を検証しながら行われるべきである。一方で、コストパフォーマンスが低いようなケースも出てくるであろうが、先進的な試みを試行していくことで分かってくる面も大きい。阪神水道企業団への加入の例のように、本市の水源不足の解消につながり、成果、効果を得られている実績も見受けられることから

ら、適合していると評価する。

- 6 検証３④：各事業が必要性に応じて計画的に進められており、適宜計画の見直しを行っている。さらに、既に役割を果たした連携については、見直しを考えているということから、適合していると評価する。

【主な意見】

- 水などの自然環境は、本市だけで解決できる問題ではないので、広域連携は非常に大切であり、市全体の取組としても環境の面からみても、評価できる。
- 近隣市町や同じ規模の市町と連携するだけでなく、属性が似ている市町と連携することで、面白い効果生まれてくるかもしれない。
- 課題の内容や程度に応じて連携手法を選択されていると理解し、連携のされ方が精査されながら進められている点を評価する。課題解決のための連携に限らず、本市が何らかの行政目的を達成するための積極的な連携も行っていたきたい。
- 人的・財政的に見てリソースに限りがある自治体運営において、広域における自治体間や民間との連携・協働は、非常に有益だと考える。他方で、連携による会議体の乱立が、会議疲れも生じるのではないかと考えていたが、その課題の内容や性質に応じて会議体の開催頻度や出席者の選出を工夫され、非常にバランスよく、良好に運営されている。
- 制度としては、市民の参画と協働を想定していないとされているが、10月に実施された「対話と共創ウィーク」は、市民の立場からすると参画と協働に基づいて行われていると感じる。また、他市の市民と本市の市民とのつながりから起因した自治体間の連携も起こり得ると考えられ、本制度として市民の参画と協働がないことはないのではないかと思う。